

【第7回】丹波の森づくり推進検討委員会・条例案比較表（主な変更箇所）

今回	前回
丹波篠山市人と自然と文化が調和した「丹波の森づくり」 を未来へつなぐ 条例（案）	丹波篠山市人と自然と文化が調和した「丹波の森づくり」条例（案）
丹波篠山市人と自然と文化が調和した「丹波の森づくり」 を継承する 条例（案）	
丹波篠山市人と自然と文化が調和した「丹波の森づくり」 を紡ぐ 条例（案）	
かつて、私たちの丹波地域に開発の波が押し寄せようとしていました。経済の発展こそが豊かさであるという時代の大きな流れの中で、私たちはあえてその潮流に立ち止まり、目先の開発よりも、先人から受け継いだ自然や文化、歴史の中にこそ、未来へつなぐべき本質的な豊かさがあると信じました。そして、画一的な都市化を追うのではなく、森に象徴される豊かな自然や文化、歴史を大切にした地域づくりを進めようという信念を込め、掲げられたのが次の「丹波の森宣言」です。 （略） これまで丹波篠山市は、この宣言をまちづくりの原点として、大切に、そして着実に歩みを進めてきました。その結果、美しいまちなみや豊かな自然や文化、歴史、そして特産物に恵まれた、多くの人々を惹きつける魅力ある地となっています。 「丹波の森宣言」は、私たちが常に立ち返るべき出発点であると同時に、未来に向けて一体となって目指すべき目標でもあります。 私たちは、この宣言をこれからも変わらない心の拠り所としながら、丹波地域に息づく資源を活かし、新たな価値や喜びを創り出すことで、持続可能な地域社会を築き上げていきます。 この美しく、かけがえのない丹波篠山市を、誇りを持って次の世代へつないでいくため、ここに本条例を制定します。	かつて、私たちの丹波地域に開発の波が押し寄せようとしていました。経済の発展こそが豊かさであるという時代の大きな流れの中で、私たちはあえてその潮流に立ち止まり、目先の開発よりも、先人から受け継いだ自然や歴史、文化の中にこそ、未来へつなぐべき本質的な豊かさがあると信じました。そして、画一的な都市化を追うのではなく、森に象徴される豊かな自然や文化を大切にした地域づくりを進めようという信念を込め、掲げられたのが次の「丹波の森宣言」です。 （略） これまで丹波篠山市は、この宣言をまちづくりの原点として、大切に、そして着実に歩みを進めてきました。その結果、美しいまちなみや豊かな自然、文化、そして特産物に恵まれた、多くの人々を惹きつける魅力ある地となっています。 「丹波の森宣言」は、私たちが常に立ち返るべき出発点であると同時に、未来に向けて一体となって目指すべき至高の目標でもあります。 私たちは、この宣言をこれからも変わらない心の拠り所としながら、丹波地域に息づく資源を活かし、新たな価値や喜びを創り出すことで、持続可能な地域社会を築き上げていきます。 この美しく、かけがえのない丹波篠山市という農村を、誇りを持って次の世代へつないでいくため、ここに本条例を制定します。
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）「丹波の森」とは、丹波地域における山や川等の自然、まちなどのすべての場所、そして人や地域、文化、歴史などすべての資源の総称をいう。 （2）「丹波の森づくり」とは、「丹波の森」を生かして、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や喜びのある暮らしを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。 （定義） 第2条 この条例において、「丹波の森づくり」とは、丹波地域における山や川、まちなどのすべての場所、そして人や地域、歴史、文化などすべての資源（以下「丹波の森」という。）を生かして、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や喜びのある暮らしを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。	（定義） 第2条 この条例において、「丹波の森づくり」とは、丹波地域における山や川、田んぼ、まちなどのすべての場所、そして人や地域、歴史、文化などすべての資源を総称し、これを継承するため、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や暮らしの喜びを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。
（基本理念） 第3条 （略） （略） （2） あらゆる命に心を寄せ、日々の営みのなかで自然の恵みを豊かに再生すること。 （3） 地域の風土を活かした生業を大切にし、次世代へ続く持続可能な産業を育てること。 （4） 「丹波の森」を活かし、多様な人々との出会いから新たな価値や活気を生み出して、ふたたび地域の守り手となる健やかな循環を育てること。 （5） 世代や地域を越えてともに学び合い、一人ひとりの挑戦を応援し合う風土を育むこと。	（基本理念） 第3条 （略） （略） （2） あらゆる命に心を寄せ、自然の恵みを豊かに再生すること。 （3） 地域の風土を活かした生業を興し、次世代へ続く持続可能な産業を育てること。 （4） 新たな価値と人財を呼び込み、地域の健やかな循環を創ること。 （5） 世代や地域を越えて共に学び合い、一人ひとりの挑戦を応援し合う風土を育むこと。

今回	前回
（市民の役割） 第4条（略） （略） （2） 郷土の<u>文化、歴史など</u>の豊かな資源を学び、楽しみながら新たな価値をともに創り出す活動に参画すること。 （略） （4） <u>ともに</u>暮らす仲間として日頃のつながりを大切にし、いざという時にも互いを守り合える、安心して安全な地域づくりに主体的に参画すること。	（市民の役割） 第4条 （略） （略） （2） 郷土の<u>歴史、文化、恐竜化石など</u>の豊かな資源を学び、楽しみながら新たな価値を共に創り出す活動に参画すること。 （略） （4） <u>共に</u>暮らす仲間として日頃のつながりを大切にし、いざという時にも互いを守り合える、安心して安全な地域づくりに主体的に参画すること。
（事業者の役割） 第5条 （略） （1） 「丹波の森づくり」の理念を深く理解し、その事業活動が豊かな自然環境や美しい景観を損なうことのないよう、最大限<u>配慮すること</u> （2） 地域の<u>文化、歴史</u>を尊重し、地域社会の一員として、「丹波の森づくり」の持続的な発展に<u>寄与すること</u> （3） 事業者は、自らの事業活動を通じて「丹波の森」の資産を創造的に利活用し、新たな価値の創出や地域経済の活性化に主体的に<u>取り組むこと</u> <u>（4） 事業活動が丹波篠山市の自然と調和し、人と自然が育み合う関係を深めることで、生物の多様性と自然の豊かさが増していくよう積極的に取り組むこと</u>	（事業者の役割） 第5条 （略） （1） <u>市内外の事業者は</u>、「丹波の森づくり」の理念を深く理解し、その事業活動が豊かな自然環境や美しい景観を損なうことのないよう、最大限の<u>配慮をしなければなりません。</u> （2） <u>事業者は</u>、地域の<u>歴史、文化、及び風土</u>を尊重し、地域社会の一員として、「丹波の森づくり」の持続的な発展に<u>寄与するよう努めるものとします。</u> （3） <u>事業者は</u>、自らの事業活動を通じて丹波の森の資産を創造的に利活用し、新たな価値の創出や地域経済の活性化に主体的に取り組む<u>よう努めるものとします。</u> （追加）
（関係人口等の役割） 第6条 <u>丹波篠山市が誇る豊かな自然や文化、歴史は、先人から受け継がれ、地域の人々の営みによって守られ、育まれてきたものであることに鑑み</u>、丹波篠山市を訪問する人々や心を寄せる人々は、その恵みを享受するとともに、「丹波の森」を育むパートナーとして、次に掲げる事項に努めるものとします。 （1） 丹波篠山市の<u>自然や文化、歴史</u>を深く尊び、その価値を次世代へつなぐための活動に自らも参画すること。 （2） 地域の知恵と自らの知恵を響かせ合い、この土地ならではの新たな喜びや活気を<u>ともに</u>創り出すこと。 （略）	（関係人口等の役割） 第6条 <u>丹波篠山市を訪問する人々や心を寄せる人々は、「丹波の森」を共に育むパートナーとして、次に掲げる事項に努めるものとします。</u> （1） 丹波篠山市の<u>自然、歴史、文化</u>を深く尊び、その価値を次世代へつなぐための活動に自らも参画すること。 （2） 地域の知恵と自らの知恵を響かせ合い、この土地ならではの新たな喜びや活気を<u>共に</u>創り出すこと。 （略）
（行政の役割） 第7条（略） （略） （2） <u>学校園や地域における学習</u>において、次世代を担う子どもたちが「丹波の森づくり」の理念に触れ、郷土への愛着と誇りを育むこと。 （3） 「丹波の森づくり」の理念への共鳴を広げ、市民、事業者、及び関係人口<u>等</u>による主体的な参画と創造的な活動が連鎖していくよう、普及啓発に努めること。 <u>（4）「丹波の森づくり」の推進状況については、市総合計画の見直しと併せて取り組みを把握、評価し、施策に生かすよう努めること。</u>	（行政の役割） 第7条 （略） （略） （2） <u>学校教育や環境学習の場</u>において、次世代を担う子どもたちが「丹波の森づくり」の理念に触れ、郷土への愛着と誇りを育むこと。 （3） 「丹波の森づくり」の理念への共鳴を広げ、市民、事業者、及び<u>関係人口</u>による主体的な参画と創造的な活動が連鎖していくよう、普及啓発に努めること。 （追加）
（全体の連携） 第8条 市民、事業者、関係人口等、<u>及び</u>行政は、それぞれの役割を果たすにとどまらず、互いの立場を尊重し、連携して、「丹波の森づくり」を共創していくものとします。	（全体の連携） 第8条 市民、事業者、関係人口等、<u>および</u>行政は、それぞれの役割を果たすにとどまらず、互いの立場を尊重し、連携して、「丹波の森づくり」を共創していくものとします。